

議案第 73 号

亀山市税条例の一部改正について

亀山市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市税条例の一部を改正する条例

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第43条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第13条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「10万円を加算した金額」を加える。

第18条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第21条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第26条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「に第1項」を「に、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第43条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

附則第9条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第17条の2第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第33条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第17条の2第18項及び第19項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成31年4月1日

(2) 第12条第1項及び第3項並びに第43条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(3) 第13条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。）並びに第18条及び第21条の改正規定並びに附則第9条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の亀山市税条例（以下「新条例」という。）の規定（前条第3号に掲げる規定による改正後の亀山市税条例の規定を除く。）中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定（前条第3号に掲げる規定による改正後の亀山市税条例の規定に限る。）中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第12条第1項及び第3項並びに第43条第10項から第12項までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による

改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。